

里親って？



何らかの理由により親元で生活することができない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、子どもの成長にとって大切な愛情や理解をもって養育する人です。

静岡市では、里親による家庭養護をすすめています!!

静 岡 市

里親って どんな人

様々な理由により親元で生活することができない子どもたちを、児童福祉法に基づき自分の家庭に迎え入れ、子どもの成長のために大切な愛情や理解をもって養育する人です。



家庭で生活できない子ども

親の病気や離別、虐待などにより自分の家庭で生活できない子どもたちがいます。

このような子どもは、社会や地域全体で育てていかなければなりません。

すべての子どもが明るく健やかに成長していくためには、安心して自分を委ねられる養育者によって、十分な愛情と理解をもって養育されることが何よりも大切です。



社会で子どもを養護する仕組み

家庭で養育できなくなった子どもを公的責任により、社会全体で養育していくことを「社会的養護」と言います。

社会的養護が必要な子どもたちを養育するための生活の場所として、里親・ファミリーホーム（数名の養育者が小規模な住居で行う家庭養護）や乳児院、児童養護施設などがあります。

子どもの発達には、乳幼児期の大人との愛着関係が重要で、社会の基本的集団であり、最も自然な環境である家庭と同様の環境で養育されることが必要です。

社会的養護のなかで養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護を担っているのが養子縁組を含む里親です。

現状では、里親家庭で生活している子どもたちよりも施設で生活している子どもたちの方が多数を占めていますが、厚生労働省では、児童福祉法の家庭養護の原則を実現するため里親委託を積極的に推進しています。

静岡市では、里親委託率 50%（社会的養護の中での里親委託の割合）の達成を目指とされています。

社会的養護の基本理念

子どもの最善の利益のために

社会全体で子どもを育む

社会的養護の原理

①家庭的養護と個別化 ②発達の保証と自立支援

③回復を目指した支援 ④家族との連携・協働

⑤継続的支援と連携アプローチ

⑥ライフサイクルを見通した支援



里親の種類

養育里親

家庭で生活することができない子どもを保護者が再び引き取るまでの一定の期間、家庭で養育を行う方です。

施設にいる子どもを、週末や学校の長期休暇中等に限定して養育を行う方をショートルフラン里親と言います。

※養育里親は5年ごとに更新研修があります。

養子縁組里親

親が将来にわたって養育できない子どもを養子縁組を前提として養育を行う方です。

※養子縁組里親は5年ごとに更新研修があります。

専門里親

虐待を受けた経験のある子どもや障害のある子どもなどを、経験と専門知識を活かして家庭で養育を行う方です。

専門里親の方が子どもを預かる期間は、原則として2年以内です。

また、専門里親になるためには、3年以上の養育経験等の要件が必要です。

※専門里親は2年ごとに更新研修があります。

親族里親

親が行方不明などの理由で養育できなくなった子どもを扶養義務者などの親族が里親となり、養育を行う方です。



里親制度と養子縁組との違い

「里親制度」は児童福祉法に基づき、里親として登録した人に指定都市の市長が子どもの養育を委託する制度で、実際の親子関係は発生しません。

これに対して、養子縁組は民法に基づき親子関係を成立させるもので、里親制度と養子縁組とは異なる制度です。

また、里親の種類として養子縁組里親がありますが、静岡市では原則的に社会的養護への理解のもと養子縁組里親として登録していただきます。養子縁組が可能となったときに、その手続きをとってもらっています。



里親になるための要件

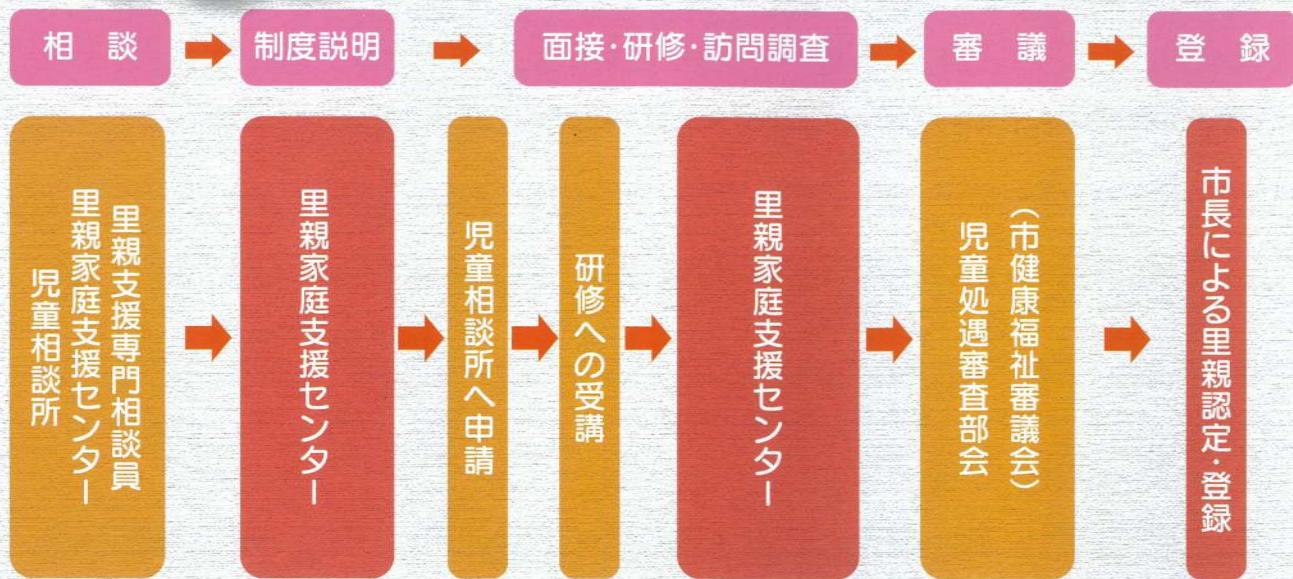
● 特別な資格は必要ありませんが、次のような要件が必要となります。

- ①要保護児童の養育上の理解や児童に対する豊かな愛情があること。
- ②経済的に困窮していないこと。
- ③里親研修を終了していること。
- ④里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由（※）に該当しないこと。

※欠格事由

- ・成年被後見人、被保佐人（同居人は除く。）
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待または被措置児童虐待を行った者等

里親認定までの手続



注1 里親支援専門相談員とは、児童養護施設や乳児院に配置された専任の職員として、入所児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う。

注2 児童待遇審査部会とは、児童福祉法に基づき里親の認定等に係る市長の諮問に応ずるため、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会に置かれる審査機関をいう。

里親 Q&A



Q1：どんな人が里親に登録していますか？

A：年齢も職業も様々で、健康で経済的に安定し要件を満たせば里親に登録することができます。ただし、申請後の調査の結果によっては登録をお断りする場合もあります。里親としての養育期間も様々で、長く養育をしている方がいる一方で、短期間の方もいますが、長期にわたって養育する場合には、子どもの年齢に合った年齢の里親が養育を行います。

Q2：子どもの養育費は誰が負担するのですか？

A：里親の方には里親手当が支給されるほか、養育費、教育費の一部や医療費も公費で支給されます。

Q3：夫婦どちらも就労している場合でも、子どもを預かることはできますか？

A：共働きでも子どもを預かることはできます。ただし、乳児や心のケアの必要な子どもには愛着関係形成のため、育児に専念してもらうことをお願いしています。子どもを預ける場合、子どもの年齢・状況、里親となる方の就労の状況や養育協力者等、養育環境を考慮して判断することとなります。



里親になつたら

里親は、私的な家庭という場で社会的かつ公的な養育を行う役割を担っていることから、児童相談所や里親家庭支援センターなどと連携しチームとして養育していきます。

委託された子どもが健全に養育されるよう、里親としての最低基準が定められており、下記がその抜粋ですが、里親の方は常に養育の内容を向上させる努力をしてください。

虐待等の禁止 子どもに対して虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

給付金の管理 子どもに係る給付金はその主旨に沿って用いること、また他の財産と区別して收支記録等適正な管理を行い、委託が解除になった場合は速やかに当該金銭を子どもに取得させること。

自立支援計画の遵守 児童相談所が作成した自立支援計画に従って、子どもを養育すること。

秘密保持 養育をしていくなかで知り得た、子どもや子どもの家族の秘密を漏らさないこと。

里親への支援について

● 子どもにより適した養育者を選定するためには、多くの里親候補が必要です。

しかし、現実には地域との交流に悩んだり、養育していくうえで育てづらさを実感し、悩まれる里親の方も数多くいます。

このため、静岡市では里親を支援する事業として、里親制度の普及促進をはじめ、里親向けの研修会の開催、子どもの委託までのマッチングの調整、里親サロン・ちびっこサロンなど里親同士の相互交流や里親家庭への訪問等による相談支援を実施しています。また、里親の一時的な休息のためのレスパイトケアや児童養護施設の子どもを一時的に預かるショートルフラン事業を実施しています。

各種事業を行っていますので、お気軽にご相談ください。

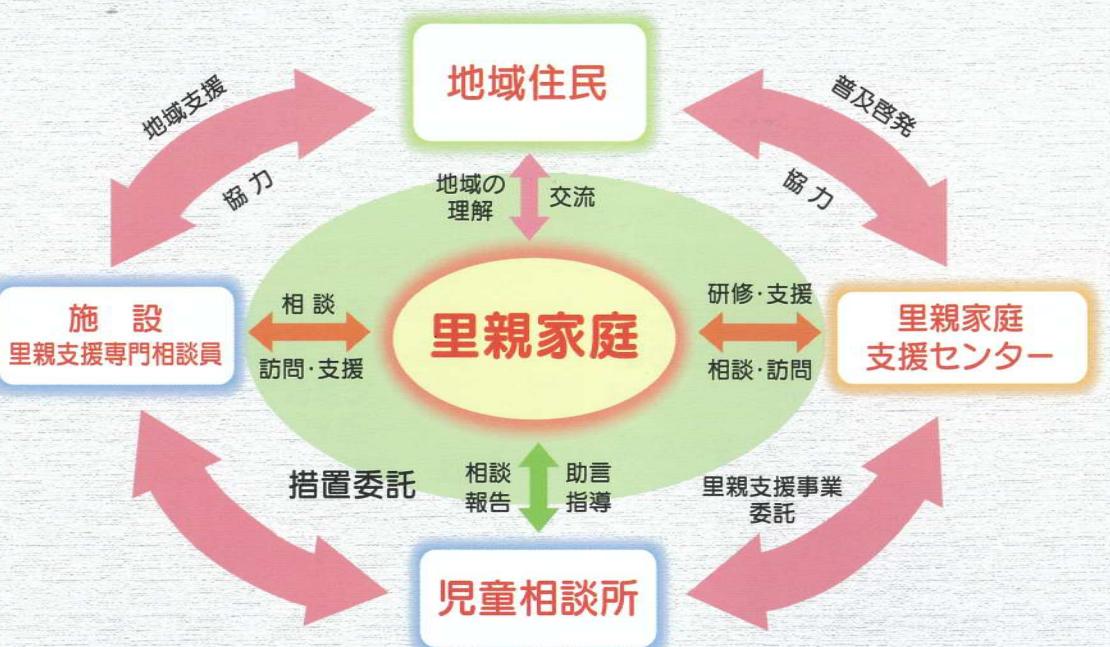
一緒にやってみませんか？

「子供が成長し育ってゆく楽しみは、何事にも代えがたい喜びです。

里親になったことでたくさんの喜びを与えてもらい感謝しています。」

(里親より)





里親を支援する機関

機 関 名	問合せ・相談先	支援事業・活動等
静岡市児童相談所	〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417 ☎054-275-2873・2877	里親の認定・登録に関する事務、里親委託に関すること、里子に関すること、里親指導・連絡調整、委託の解除
NPO法人 静岡市里親家庭支援 センター	〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417 (静岡市児童相談所内) ☎054-275-2252	里親家庭を支援するため、里親会が母体となって設立したNPO法人。 平成23年度より市から里親支援に関する業務を委託され、普及・啓発、研修、相談・支援等の各種事業を実施
静岡市里親会	〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417 (静岡市児童相談所内) ☎054-275-2252	夏のキャンプ、秋の収穫祭、クリスマス会、中高生交流会など里親・里子同士の交流を図ることを目的に活動している。
社会福祉法人 静岡ホーム (里親支援専門相談員)	〒420-0001 静岡市葵区井宮町 183 ☎054-271-2691	静岡ホームに配置された里親支援専門相談員が里親委託の推進及び里親支援のため活動している。
社会福祉法人 エミリー 静岡乳児院 (里親支援専門相談員)	〒420-0969 静岡市葵区有永町8番29号 ☎054-249-2777	静岡乳児院に配置された里親支援専門相談員が里親委託の推進及び里親支援のため活動している。